

公開見積合せ制度について

1 公開見積合せについて

公開見積合せとは、予定価格が一定額以下の物品の買入れ及び印刷物に係る製造の請負について、見積り合わせの相手方を特定せず案件を公開し、参加を希望する者からの見積書の提出により契約の相手方を決定する方法です。

毎週一定期間、鳥取市水道局が調達しようとする案件の情報を、ウェブサイトに掲載します。

掲載している案件について、鳥取市競争入札参加資格登録業者（物品・役務等）が投かん箱に見積書を投かんし、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した登録業者と契約します。

2 対象物品及び印刷物・区分

- ① 対象となる物品の買入れは、資産管理課で購入手続を行うもののうち、予定価格が 150 万円以下のもので、参加資格区分の営業種目は、小分類で区分します。
- ② 対象となる印刷物に係る製造の請負は、資産管理課で購入手続を行うもののうち、予定価格が 200 万円以下のもので、参加資格区分の営業種目は、大分類「印刷類」とします。

3 参加資格

公開見積合せは、次の条件すべてを満たす登録業者が参加できます。

- ① 物品・役務等の競争入札参加資格者名簿において、それぞれの参加資格区分の営業種目に登録されていること。
- ② 鳥取市内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務等）に登録されていること。
- ③ 印刷物に係る製造の請負については、鳥取市内の本社又は営業所等に印刷機を所有していること。
- ④ 鳥取市水道局から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ⑥ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。

4 参加方法

公開見積合せに参加を希望する場合は、公開した見積書の提出日時に、見積書を資産管理課内に設置した投かん箱に投かんしてください。

5 スケジュール

(1) 鳥取市水道局ウェブサイト (<https://www.water.tottori.tottori.jp/>) への掲載

公開見積合せを行う案件は、次の期間に鳥取市水道局ウェブサイト（トップページ→入札・工事関連情報→物品・役務ほか調達公告関係）に掲載します。

- 毎週月曜日午前9時から木曜日午後3時まで

(2) 同等品確認

物品について、同等品による応札が可能な場合は、次の期間内に同等品確認書を発注課に提出してください。

- 毎週月曜日午前9時から水曜日午前12時まで

(3) 見積書の提出日時

次の日時に見積書を投かん箱に投かんしてください。

- 毎週木曜日午前9時から午後3時まで

(4) 見積書の開札日時

次の日時に見積書を開札して契約の相手方を決定します。

- 毎週木曜日午後3時以降

(5) 発注依頼

発注依頼は、落札者に対して電話、ファクシミリ等により行います。

なお、発注価格が10万円を超える場合は請書が、30万円を超える場合は契約書が必要となりますので、速やかに発注課に御提出ください。

(6) その他注意事項

- ① 公開見積合せのスケジュールが祝祭日、ゴールデンウィーク、盆、年末年始等に該当する場合、スケジュールを調整する場合があります。
- ② 仕様書等に誤りがあることがウェブサイト掲載後に判明した場合、そのものについて公開見積合せを中止する場合があります。

6 見本等の閲覧及び見積書の投かん場所

見本等の閲覧及び見積書の投かん場所は、「鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局1階 資産管理課」です。

見積書は、投かん場所の窓口に設置してある投かん箱に投かんしてください。

なお、見積書の封筒への封入は不要です。

7 見積書の書式

公開見積合せに使用する見積書は、鳥取市水道局指定の見積書を使用してください。

8 物品の同等品承認

同等品による応札が可能な場合は、事前に鳥取市水道局指定の同等品確認書を提出して、発注課の承認を得てください。

同等品確認結果は、見積書提出日の前日午後5時までにファクシミリにより通知します。

9 公開見積合せに参加するにあたっての注意事項

投かんされた見積書が、記載不備等により無効となることがあります。以下の見積書が無効となる事項に特に注意して、見積書を投かんしてください。

いったん投かんした見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

次に掲げる見積書は無効とします。

- ① 公開見積合せに参加する資格のない者の見積書
- ② 見積書の提出日時に見積書の投かん場所に投かんされない見積書
- ③ 同一の案件について、同一の者により投かんされた2通以上の見積書
- ④ 指定した方法以外で提出された見積書
- ⑤ 公開見積合せに関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行った者の見積書
- ⑥ 記載事項に不備がある見積書
 - ア 見積金額又は内訳明細の各項目が不明確な見積書
 - イ 品名、数量が調達する案件で示したものと異なる見積書
 - ウ メーカー名・品番等が仕様書又は同等品確認書に記載のものと異なる見積書
 - エ 内訳明細の合計金額と見積金額が異なる見積書
- ⑦ 金額を訂正した見積書
- ⑧ 見積者の住所、商号又は名称、代表者氏名の記入、押印のない見積書
- ⑨ 同等品の承認を得ずに提出された見積書
- ⑩ 錯誤により提出されたと認められる見積書
- ⑪ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- ⑫ その他公開見積合せに関する要件に違反した見積書

10 契約の相手方の決定方法

有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定します。

2人以上が同額で最低価格を提示した場合は、当日又は後日資産管理課においていただき抽選にて決定します。

11 発注後について

発注課と納品スケジュール等の打合せを行ってください。その後、納期までに納品場所に納め、納品時には納品書、納品検査終了後には請求書を発注課へお渡しください。後日、請求書に基づいて代金をお支払いします。

12 公開見積合せについての問合せ先

仕様書の不明点や詳細については、発注課に確認してください。

それ以外については、資産管理課に確認してください。

問合せ先 鳥取市水道局資産管理課契約係

電話 0857-33-0209

FAX 0857-53-7801